

令和3年度 第7回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

令和4年3月17日開催
(公開用)

高野町農業委員会

令和3年度 第7回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

開催日時 令和4年3月17日(木)

●開会時刻 午前9時55分開会

●開催場所 高野町役場 2階 会議室

●出席委員 1番 井阪 晴美 2番 木村 金男 3番 上田 静可
4番 柳 葵 5番 梶谷 廣美 6番 井手上 治己
7番 下名迫 勝實 8番 西辻 政親 9番 泉平 和廣
10番 森脇 伸宜

以上10名出席

●出席推進委員
眞野弘和、山本 和英

以上2名出席

●欠席委員

以上0名欠席

●事務局員 事務局長 茶原 敏輝
事務局員 松本 斉・阪田 泰規・中村 任貴

●関係者

●議事事項

議案第9号 農業委員会の「活動計画」(案)及び「活動の点検・評価」
(案)について

議案第10号 農地法第3条第2項第5号による別段の面積について

その他

●議事内容 次のとおり

*****午前9時55分 開会*****

事務局（松本 斉）

おはようございます。

定刻よりも少し早いですが、令和3年度第7回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本委員会ですが、出席委員さんは12名、欠席委員さんはおられません。高野町農業委員会会議規則第10条による規定数を超過しておりますので、本日の本委員会は成立していますので御報告いたします。

それでは、事務局長より御挨拶をお願いします。

事務局長（茶原敏輝）

おはようございます。長かった冬もやっとという感じで、今年低温で雪も多かったように思います。そんな中、やっとの間から暖かい日が続くようになって、これからいよいよ農作業のほうも本格的に始まるのかなと思います。その前のお忙しい時期だと思うんですけど、こうやって集まっていただきまして、本当にありがとうございます。どうぞ、今日の内容につきまして、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

事務局（松本 斉）

ありがとうございます。

続きまして、高野町農業委員会会議規則第29条に基づく議事録署名委員を、事前に議長より御指名いただいております。本日の署名委員は、5番梶谷委員、6番井手上委員にお願いします。

続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第9条により当委員会の会長となっておりますので、柳会長よろしくをお願いします。

議長

改めておはようございます。本当にさっき事務局長、事務局のほうから言いましたけど、課長から言いましたけど、ほんまに天気久しぶりに、今日も天気よろしいし、あれだけ寒かった日なんか、うそのように、初夏やとかいうところもありますけど、これから農作業にだんだん忙しくなると思いますけど、皆さん健康とか、コロナ非常にまだちょっとはやってるところありますんで、気をつけて頑張っていたきたいと思います。

それでは、次第に沿って行いたいと思います。

続きまして、議案第9号 農業委員会の「活動計画」(案)及び「活動の点検・評価」(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（松本 斉）

それではすみません。座って説明させていただきます。

議案第9号の農業委員会「活動計画」(案)及び「活動の点検・評価」(案)について、農業委員会の適正な事務実施について(平成21年1月23日付20経営第5791号、経営局長通知)、令和3年

度の点検・評価結果（案）及び令和4年度の目標とその達成に向けた活動計画（案）を作成したので、審議願いたい。

令和4年3月17日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵

本案件につきましては、農業委員会の判断の透明性、公平性、公正性が内部、外部を問わずに求められており、点検・評価と計画の案を作成し、地域からの意見聴取を経て、決定することとなっています。

なお、委員の皆様には事前にお渡ししておりました「点検・評価」（案）の精査をお願いしました。修正箇所がありましたら、教えていただきたく思いますので、よろしくお願ひします。

ありませんかね。大丈夫ですか。

議長

ないですか、皆さん。

はい、お願ひします。

事務局（松本 斉）

ありがとうございます。では、説明させていただきます。ここで素案を成案としていただいた場合でも、修正いただいた場合でも、この活動の点検・評価（案）と活動計画（案）は30日間高野町のホームページに掲載し、住民の意見を求めます。意見の有無にかかわらず、締切り後は「案」を削除した決定事項として、ホームページに掲載します。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）を御覧ください。ページは4ページになります。

ローマ数字の1（Ⅰ）については、町内の農地面積や農家数を記載したものです。お目通しのほどよろしくお願ひします。

続いて、ローマ数字の2（Ⅱ）をお願ひします。

担い手への農地の利用集積・集約化の2番目、令和3年度の目標及び実績ということで、集積目標は1ヘクタールであったのが、結果として0.9ヘクタールでした。

続いて、5ページのローマ数字の3（Ⅲ）を御覧ください。

1番目の新たに農業経営を営む者の新規参入についてですが、27年度に株式会社アコモファーム紀州、29年度に株式会社三ツ星ファームが新規参入いたしました。今年度の新規参入はゼロ件です。

続きまして、ローマ数字の4（Ⅳ）、遊休農地に関する措置ですが、1番目の現状と、現状及び課題として、令和4年3月現在の遊休農地面積17.1ヘクタールとなっています。

2番目の令和3年度の目標及び実績というところで、解消目標を1.0ヘクタール、令和4年3月時点で遊休農地になっていたものから、解消していくものを1.0ヘクタールと定め、解消実績は1.9ヘクタールで、達成状況が190%となりました。

続きまして、ローマ数字の5（V）、6ページになります。
違反転用への適正な対応については、ゼロということです。
続いてローマ数字の6（VI）の3を御覧ください。7ページになります。

農地所有適格法人からの報告について、1法人が速やかに提出済みですが、訂正や修正がございまして、本委員会での報告は行えておりません。速やかに報告できるよう努めます。よろしくお願ひします。

続きまして、8ページ、令和4年度の活動計画です。

ローマ数字Ⅰは農業委員会の状況をお伝えしています。

ローマ数字のⅡ、ローマ数字のⅡの1です。

現況及び課題ということで、山間地域が多く、担い手が少ないため、集積が困難である状況と、これに対して貸し手・借り手の意向把握や情報収集に努め、面積拡大を推進することを計画しています。

続いて、ローマ数字のⅢの1、9ページになります。

新規参入に関しては、山間地で、条件不利地域であることを鑑み、就農による魅力を感じる農作物の推進を図るとともに、こういった情報を広報等で発信すること、農業施策の意見書に意見をすることを記載しております。

続きまして、ローマ数字のⅣになります。

遊休農地については、耕作放棄地の拡大に苦慮していること、地域一丸と拡大を防止することを記載し、農地利用状況調査に関する実施時期等について記載しております。

続いて、最後に、ローマ数字のⅤ、違反転用については、これまでどおりふだんの見回り等を行っていただいている現状と、令和4年度の活動計画を記載しています。

以上、説明及び朗読といたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局より説明がございましたが、何か御質問などはございませんか。ないですか、何か意見ございましたらお願いします。

いいですか。

それでしたらば、この議案第9号については「可決」したいと思います。

続きまして、議案第10号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」について、事務局より説明お願いいたします。

事務局（松本 齊）

議案第10号 農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定について、農地法施行規則（昭和27年10月20日農令第79号）第17条の別段の面積基準に基づき、高野町内の農地の別段面積について、審議願いたい。

令和4年3月17日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵
下限面積（別段面積）のこれは、農地法の第3条第2項第5号において定められています。

農地を売り買い、贈与したり、貸出しする場合には、農地法の規定に基づく農業委員会の許可が必要となります。農地を取得するときの最低持っていなければならない面積の設定のことです。

評価基準の一つに受け手の許可後の経営面積は原則として、「北海道2ヘクタール、都道府県は50アール以上になること」という規定になっているのですが、経営面積の小ささと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に農地の経営面積が一定以上にならないと許可できないとするものです。

市町村の場合は、平成21年12月施行の改正農地法により、この下限面積は50アールが地域の平均的な経営規模や新規就農を促進するため、地域の実情に合わない場合は、農業委員会の判断で別段の面積を定めることができるようになりました。そして、農林水産省通達により、農業委員会は毎年この下限面積について検討することになっております。

高野町全域において、耕作放棄地が増加傾向にあり、高齢化により規模拡大農家がおられないため、できるだけ新しい人が農業を開始しやすいように、また、小規模な農業経営をされている農家の方が規模拡大を望まれる際、ハードルを下げて農地の有効利用を図る必要があるため、現行の10アールの変更は行わないことを事務局の原案として御提案します。

その理由としましては、高野町全域の耕作放棄地が年々増加しており、かつ周辺の規模拡大を希望する農家さん等が存在しないことから、新規就農を促す上で、農地の取得、有効利用を図る必要があることから、別段の面積、取得しやすい現状を維持しておくということで、下限面積を10アールに設定したいと思っております。

11ページのほうに、11ページのほうに、農地法施行規則第17条の第1項の抜粋を掲載させていただいております。引き続き、昨年同様に10アールのまま維持して行いたいという事務局(案)でございますので、御審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がございましたが、何か御質問、御意見ございませんか。

10号議案については「可決」したいと思います。

以上で今日の審議は終わりました。

その他について、事務局より説明お願いいたします。

事務局（松本 齊） すみません、またチラシのほうとステッカー、農作業の事故というのが年々増えておるといふことで、だいが県のほうからも、農政局のほうからも、だいが通知来てますので、またこのチラシのほうを御一読いただいて、またもしステッカーのほう、まだ欲しいよっていう方がおられましたら、また事務局のほうに、あと数枚ですけれどもありますので、支所のほうにも10枚程度置かせていただいていますので、また御活用いただいたらと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問、御意見ございませんか。ほかのことで何かございませんか。ないですか。あったら何か言ってください。

森脇委員 ちょっと1ついいですか。

多分一番最初の議題のところだったと思うんやけども、ちょっと今頃言うて悪いんやけど、その遊休農地に関する、これはあれなんですけども、違反転用への適正な対応っていうんかな、これはまあ違反、勉強不足やけど、違反転用っていうのは農業してないとか、そんなんはなんですけども、遊休農地は分かるんですけども、違反転用の、多分太陽光とか、住宅を建てるとか、思うんやけども、ほかにどんな場合が違反転用っていう。

事務局（松本 齊） 高野町自体そんなに件数はないんですけども、土どっかで取ってきた土を田畑に盛って、土石場っちゅうんですかね、そういうことをされている方があったりっていうのと、あんまりちょっと事例が高野町少ないんで、だから基本何も転用の許可なしに建てたりだとか、はいはい、田以外の目的、田畑以外の目的に、申請なしに、手続なしに返還しちゃうと違反っていう。

森脇委員 遊休農地は違反ではないんやけども、それ以外の土埋めたりとか、そういうのが農業委員会を通さずにやってるかっていうことですよ。

事務局（松本 齊） はい。そのときは手続、申請いただかないといけないし、適正でなければ、その土をちゃんと・・・してっていう指導を、うちの農業委員会のほうで、事務局のほうでさせていただくっていう手続になるんで。

森脇委員 はい。分かりました。初歩的なことで悪いんやけど。

事務局（松本 齊） はい。よろしく申し上げます。

議長

ほかにないですか。
ないようですので、今日の議題は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

*****午前10時25分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長 _____

署名委員 5 番 _____

署名委員 6 番 _____